項とし、同条第八項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第八項」を「附則第九条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に、「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「連結個別資本金等の額」の下に「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を加え、同項を同条第十五項とする。

附則第九条の二中「及び清算所得」を削る。

附則第九条の二の二中「本条において「中間申告納付」」を「この条において「中間申告納付」」に改め、「又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付（以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合」、「及び第七十二条の二十九第一項」及び「又は当該清算事業年度予納申告納付」を削る。

附則第十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を削る。

附則第十条の二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「（次項において「農用地区域」という。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「（次項及び第十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十一項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「（第二項）」を「（第一項）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十三項を同条第十四項とし、同条第二十四項を同条第十五項とし、同条第二十五項中「又はやむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として政令で定める場合」及び「又は当該不動産」を削り、「平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十六項を同条第十七項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項を同条第十八項とし、同条第二十九項中「平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の二分の一に相当する額を、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の三分の一に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に相当する額」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十項中「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、「都市再生緊急整備地域若しくは」を「都市再生緊急整備地域又は」に、「第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項」を「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」に、「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十四項を同条第二十三項とする。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「附則第十一条第二項若しくは第二十二項」を「附則第十一条第一項若しくは第十三項」に改める。

附則第十一条の七を削る。

附則第十二条の二中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十二条の二の二の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六項」を「次条第四項」に、「第七項各号」を「同条第五項各号」に、「第八項」を「同条第六項」に、「第九項各号」を「同条第七項各号」に、「第十項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十二条の二の五」に改め、同条第三項から第十四項までを削る。

附則第十二条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を附則第十二条の二の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第十二条の二の九　前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2　前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第十二条の二の四第二項中「附則第十二条の二の四第一項各号」を「附則第十二条の二の七第一項各号」に、「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第四項の表中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に、「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に改め、同条を附則第十二条の二の七とする。